

見本

提出用

京都市

第四十四号様式

DA506002

スプロケットホール部分にIDを印字

1/2
WG4179A

受付印		令和 年 月 日		※処理事項		精査・検算		納期限		発信年月日		整理番号		事務所		区分		管理番号		申告区分	
(宛先)京都市長						担当担当		令和 年 月 日		通信日付印 確認印				申告年月日		令和 年 月 日					
(フリガナ) 氏名又は名称				住所 本店		〒				(電話)				事業種目							
個人番号又は法人番号				又は 所在地 支店		〒				(電話)				資本金の額 又は出資金の額		兆 十億 百万 千円					
(フリガナ) 法人の代表者氏名														所轄税務署名		税務署					
令和 年 月 日から令和 年 月 日までの事業年度又は課税期間										申告書		この申告に 応答する者 の氏名		(電話)							
資 産 割 制	事業所 床面積	算定期間を通じて使用された事業所床面積		①				㎡		従業員給与総額	⑫				円						
	非課税に係る 事業所床面積	算定期間の途中において新設又は廃止された事業所床面積		②				㎡		非課税に係る従業員給与総額	⑬				円						
	控除事業所 床面積	①に係る非課税床面積		③				㎡		控除従業員給与総額	⑭				円						
		②に係る非課税床面積		④				㎡		課税標準となる従業員給与総額 (⑫ - ⑬ - ⑭)	⑮				円		000				
	課税標準と なる事業所 床面積	①に係る控除床面積		⑤				㎡		従業員割額 $(⑮ \times \frac{0.25}{100})$	⑯				円						
		②に係る控除床面積		⑥				㎡		既に納付の確定した従業員割額	⑰				円						
	割	①に係る課税標準となる床面積 $(① - ③ - ⑤) \times \frac{12}{12}$		⑦				㎡		資産割額と従業員割額の合計額 (⑩ + ⑯)	⑱				円		00				
		②に係る課税標準となる床面積		⑧				㎡		既に納付の確定した事業所税額 (⑪ + ⑰)	⑲				円		00				
		課税標準となる床面積合計 (⑦ + ⑧)		⑨				㎡		この申告により納付すべき 事業所税額 (⑱ - ⑲)	⑳				円		00				
	資産割額 (⑨ × 600円)		⑩				円		備考												
	既に納付の確定した資産割額		⑪				円		関与税理士 氏名						(電話)						

控 用

京 都 市



第四十四号様式

DA5060

受 付 印	令和 年 月 日	※処理事項	精査・検算		納 期 限		信 年 月 日		整理番号	事務所	区分	管 理 番 号	白告区分
			担当	担当	令和 年 月 日	通信日付印	確認印						
(宛先) 京 都 市 長										申告年月日	令和 年 月 日		
(フリガナ) 氏名又は名称		住所	本店	(電話)					事業種目				
個人番号又は法人番号		又は		(電話)					資本金の額 又は出資金の額				
(フリガナ) 法人の代表者氏名		所在地	支店						所轄税務署名 税 務 署				
令和 年 月 日から令和 年 月 日までの事業年度又は課税期間									申告書		この申告に 応ずる者 の 氏 名		

資 産 割 割	事業所 床 面 積	算定期間を通じて使用された事業所床面積	①	m	従 業 者 給 与 総 額	⑫	円
	非課税に係る 事業所床面積	算定期間の中途において新設又は廃止された事業所床面積	②	m	非課税に係る従業者給与総額	⑬	円
		①に係る非課税床面積	③	m	控除従業者給与総額	⑭	円
	控除事業所 床 面 積	②に係る非課税床面積	④	m	課税標準となる従業者給与総額 (⑫ - ⑬ - ⑭)	⑮	円
		①に係る控除床面積	⑤	m	従業者割額 (⑮ × $\frac{0.25}{100}$)	⑯	円
	課税標準と なる事業所 床 面 積	②に係る控除床面積	⑥	m	既に納付の確定した従業者割額	⑰	円
		①に係る課税標準となる床面積 (① - ③ - ⑤) × 12	⑦	m	資産割額と従業者割額の合計額 (⑩ + ⑯)	⑱	円
		②に係る課税標準となる床面積	⑧	m	既に納付の確定した事業所税額 (① + ⑰)	⑲	円
	課税標準となる床面積合計 (⑦ + ⑧)		⑨	m	この申告により納付すべき 事業所税額 (⑱ - ⑲)	⑳	円
	資 産 割 額 (⑨ × 600 円)		⑩	円	備 考		
既に納付の確定した資産割額		⑪	円				
				関与税理士 氏 名	(電話)		

第44号様式 記載要領

- 1 この申告書は、1通提出してください。
- 2 ※印の欄は記載しないでください。
- 3 「個人番号又は法人番号」欄には、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載してください。
 なお、個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載してください。
- 4 「法人の代表者氏名」の欄は、この申告書の作成時における法人の業務を主宰している方が記名してください。
- 5 「住所又は所在地」の欄は、本店の所在地及び京都市の区域内の事業所等が支店の場合は主たる支店の所在地を併記してください。
- 6 「事業種目」の欄は、事業の種類を具体的に、例えば「電気器具製造業」と記載してください。
 なお、2以上の事業を行う場合にはそれぞれの事業を記載し、主たる事業に○印を付してください。
- 7 「資本金の額又は出資金の額」の欄は、期末現在における資本金の額又は出資金の額を記載してください。
- 8 「事業所税の申告書」は、次により記載してください。
 - (1) 法第701条の46又は法第701条の47の申告の場合は、記載しないでください。
 - (2) 法第701条の49の申告の場合は、「修正」と記載してください。
- 9 ①及び②の欄は、別表1（事業所等明細書）の「1 算定期間を通じて使用された事業所等」又は「2 算定期間の中途において新設又は廃止された事業所等」に係る事業所床面積の合計で①又は②に対応するそれぞれの数値を記載してください。
- 10 ③及び④の欄は、別表2（非課税明細書）の㉗の合計（事業所等が2以上の場合はこれらの合計とする。）で③又は④に対応するそれぞれの数値を記載してください。
- 11 ⑤及び⑥の欄は、別表3（課税標準の特例明細書）の㉙の合計（事業所等が2以上の場合はこれらの合計とする。）で⑤又は⑥に対応するそれぞれの数値を記載してください。
- 12 ㉗の欄は、課税標準の算定期間（以下「算定期間」という。）が12月に満たない場合は $(① - ③ - ⑤) \times \frac{\text{算定期間の月数}}{12}$ の床面積に $\frac{\text{算定期間の月数}}{12}$ を乗じて得た床面積の合計を記載してください。
- 13 ㉘の欄は、次に掲げる事業所等に応じ、それぞれに対応する $(② - ④ - ⑥) \times \frac{\text{算定期間の月数}}{12}$ の床面積（算定期間が12月に満たない場合は $\frac{\text{算定期間の月数}}{12}$ を乗じて得た床面積とする。）にそれぞれ次に掲げる割合を乗じて得た床面積を記載してください。
 - (1) 算定期間の中途において新設された事業所等（(3)を除く。）

$$\frac{\text{新設の日の属する月の翌月から算定期間の末日に属する月までの月数}}{\text{算定期間の月数}}$$
 - (2) 算定期間の中途において廃止された事業所等（(3)を除く。）

$$\frac{\text{算定期間の開始の日の属する月から当該廃止の日の属する月までの月数}}{\text{算定期間の月数}}$$
 - (3) 算定期間の中途において新設され、かつ、廃止された事業所等

$$\frac{\text{新設の日の属する月の翌月から当該廃止の日の属する月までの月数}}{\text{算定期間の月数}}$$
- 14 ②の欄は、別表1の従業員給与総額㉔の合計を記載してください。
- 15 ③の欄は、別表2の非課税従業員給与総額㉕の合計を記載してください。
- 16 ④の欄は、別表3の除税従業員給与総額㉖の合計を記載してください。
- 17 ⑤の欄は、課税標準となる従業員給与総額に1,000円未満の端数が生じた場合は、切り捨ててください。
- 18 ⑧及び⑨の欄は、資産割及び従業員割の合計の税額に100円未満の端数が生じた場合は、切り捨ててください。
- 19 記載に当たっては、「事業所税申告の手引」を御参照ください。